

### ■【トピックス】

#### 2012年は、どんな年？



2011年は、今思い返しても激動の1年でしたね。国内的には、3月の東日本震災、それに引き続く福島原発事故、夏場の台風被害、総理大臣の交代、TPP参加問題、消費税増税、年金問題など様々な問題がありました。

一方、海外を見るとイスラム諸国を席卷したジャスミン革命、EU諸国の財政破たん危機、年末の北朝鮮の金正日総書記の死去などがありました。

2012年は、果たしてどんな年になるのでしょうか？

### ■【ビジネス・アイ】

#### 相続税の連帯納付義務の緩和！

社長 「平成24年度の税制改正大綱が新聞に載っていたけど、大きな改正はなかったようだね」

花野 「そうですね。今回は大きな改正は見当たりませんでしたね」

社長 「相続税の増税も、また先送りになったようだったからよかったけどね」

花野 「相続税には、納税者にとって良かった改正もありましたよ」

社長 「どんな改正？」

花野 「相続税の連帯納付義務の緩和です。相続税は、自分の分の相続税を納めても他の相続人が相続税を納めないで自己破産でもすると、その相続人の分の相続税と利子税を代わりに納めなければならないんです。」

社長 「それは酷いね！自分の義務は果たしているのに、他の人の分まで負担させられるなんて！」

花野 「そうですねですよ。これまでの事例では、相続後15年経って2億円以上も税務署から請求されたケースがあったんですよ」

社長 「それでどういうふうに改正されそうなの？」

花野 「大綱では、申告期限から5年経過した場合か、納税義務者が相続税の延納又は納税猶予の適用を受けた場合には、連帯納税義務が解除されるとされていますね」

社長 「相続を考えるときに、相続人全員が税金をちゃんと納税できるか確かめないとイケないね」

花野 「意外と落とし穴ですよ」

### ■【今月のキーワード】

#### 相続税の連帯納付義務

相続税法では、相続により取得した財産の価額を限度として、他の共同相続人が納付すべき相続税額について連帯して納付しなければならないと規定しています。

これは、自分の相続税は納めたにもかかわらず、他の相続人が納付しなかった場合に、その相続人が納付しなかった相続税を納付しなければならないというものです。

その場合、相続税だけでなく4.3%の利子税も合わせて納付する必要があります。

### ■【今月の1冊】

#### 『実学中小企業のパーフェクト会計』

岡本 吏郎 著

ダイヤモンド社 ¥1500

借金生活からなかなか抜け出せない多くの中小企業ですが、その原因の一つが税務会計と呼ばれる税理士が作成する決算書にあります。

著者は、自身が税理士でありながら、その点を鋭く指摘します。この本では、どのように税務会計の決算書を組替え、真に役立つ管理会計にするか、その方法が書かれています。経営者より税理士に、まずは読んでほしい本ですね！



### ■【編集後記】

新年号ということで、本号からニュースレターのタイトルをこれまでの『News Letter』から『経営のセカンド・オピニオン』に変更しました。

ところで、今年（2012年）は私の干支（辰）の年です。昇り竜のごとく飛躍したいですね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 58（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2012.1.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>